

自動車免許取得規定

群馬県立前橋南高等学校

1 教習所入所について

(1) 入所条件

- ア 3年生であること。
- イ 本人並びに保護者が自動車免許取得に対する考え方等を明確にできること。
- ウ 自動車教習所への入所は、就職内定者は学年末考査終了後、進学内定者は共通テスト以降とする。なお、専門学校は進学扱いとし、通学形式の教習に限る。
- エ 学業成績において評定に1がないこと。
- オ 教習所へ通うために欠席・遅刻・早退はしてはならない。
- カ 教習所の送迎は校内立入禁止とする。

(2) 手続きについて

- ア 「自動車教習所入所届」（四輪様式1）を生徒・保護者連署のうえ、担任へ提出する。
- イ 届については、学年及び生徒指導部で協議し、校長が受理する。
- ウ 受理された者には、「自動車教習所入所受理証」を発行する。

2 免許取得について

- ア 「普通自動車免許試験受験届」（四輪様式2）を生徒・保護者連署のうえ、担任へ提出する。
- イ 普通自動車免許試験受験については、特別な事情がある場合を除き、卒業式以降に受験することが望ましい。
- ウ 普通自動車免許取得後は、「免許取得報告書」（四輪様式3）を担任へ提出する。

※1 上記の手続きをせず教習所への入所および免許を取得した者は、生徒指導上の措置について別途、検討する。

※2 上記の手続きは、卒業式以降は必要としない。

3 乗車規定（利用規定）について

- ア 在学中は原則運転をしない。
- イ 運転の際は、必ず保護者同乗とする。
- ウ 生徒自らが運転する自動車による通学並びに部活動及び学校行事への参加等、学校管理下における利用をしてはならない。
- エ 当該車両は自賠責保険及び、任意保険に加入すること。
- オ 事故等の責任は、本人並びに保護者が全て負うこと。
- カ 道路交通法・交通道德・学校の指導規定を遵守すること。
- キ 学業に専念し、不振科目をつくらないこと。
- ク 自他の生命・人格を尊重すること。

4 手続きの流れ

(1) 教習所入所について

- ①生徒は、「自動車教習所入所届」（四輪様式1）を担任に申し出て受け取る。
- ②生徒は、必要事項を記入し届を担任に提出する。
- ③学年交通係は、提出された届について起案を行う。
- ④学年交通係は、注意事項等を確認の上、「自動車教習所入所受理証」を生徒に渡す。

(2) 免許取得について

- ①生徒は、「普通自動車免許試験受験届」（四輪様式2）を担任に申し出て受け取る。
- ②生徒は、必要事項を記入し届を担任に提出する。
- ③学年交通係は、提出された届について起案を行う。
- ④生徒は、運転免許取得後、「免許取得報告書」（四輪様式3）を担任へ提出する。

令和6年 12月10日付 改訂